

# 代議員選挙 Q & A

全国国民年金基金



# 代議員選挙とは、そもそも何の選挙ですか？

全国国民年金基金規約第20条において、規約の変更や予算・決算等の決定は、代議員会の議決が必要とされています。その代議員会は国民年金基金の加入員の中から代表（代議員）を選出して組織することになっているため、代議員を選任するために選挙を実施するものです。

任期は3年となっていますので、合併時（平成31年4月1日）から数えて、令和7年1月実施の選挙は2回目の選挙となります。

- ・ 1回目選挙：令和4年1月実施（任期：令和4年4月1日～令和7年3月31日）
- ・ 2回目選挙：令和7年1月予定（任期：令和7年4月1日～令和10年3月31日）

## 候補者はどのように決まるのですか？ 次回の選挙に立候補できますか？

全国国民年金基金規約第10条において、代議員候補者は、全国国民年金基金の加入員で構成される「代議員候補者選考委員会」で最終的に選任されて候補者となります。

代議員候補者選考委員会では、地域や職業、年齢等のバランス構成を配慮して、選任する方法をとっております。

そのため、立候補をお受けする事はしておりません。

# 候補者を誰にするか、選んで○をすれば良いですか？ また、必ず送らなくてはならないのですか？

この選挙は「不信任投票」ですので、不信任と思われる方には「×」を記載して投票ください。  
記載された候補者全員について信任する（不信任としない）場合は、投票する必要はありません。

一人でも不信任とする候補者がいる時は、その方のみ「×」を記載し、その他の候補者には何も記載しないでください。

また、「×」以外の記載がある時は、無効票となりますのでお気を付けください。

# 候補者の名前と職業では選べないので、もっと詳細を伝えることができないのでしょうか？

代議員選挙執行規程第14条には、投票用紙に「氏名」及び「職業等」の身分を明らかにする事項を示す旨が規定されています。

今回（第2回目）の投票用紙には「氏名」「職業」の他に「居住地（市区町村）」「年齢」「新任・再任の区分」を記載しております。

代議員候補者の方々は、加入員皆様の中からの代表としてお集まりいただいていることもあり、個人情報保護の観点から、むやみに事業運営に関係のない情報を公開しないという事にしていきますので、ご理解の程、宜しくお願いいたします。

# 住所を変更していて、投票用紙が転送で届きました。 住所変更した事を記載して、返送しても良いですか？

この投票用紙は、選挙専用ですので他の目的で使用することはできません。

当基金に返送いただいた投票用紙は、選挙日（令和7年1月30日開票）まで開封しないので、加入員様の諸届の代わりにはなりません。

住所変更には専用の届出用紙がございますので、電話等にてお問合せください。

返送期限が過ぎていることに、今、気づきました。  
これから送ると、どうなりますか？

選挙期間は令和7年1月29日までです。

選挙期間の翌日（1月30日）が選挙会（開票日）となりますので、不信任の意向があり投票されても、期日（1月29日）を過ぎて投票用紙が到着した場合は、無効票の扱いとなります。

家族宛に投票用紙が送られてきましたが、私の分が送られてきません。

私は10月で60歳になりましたが、掛金は全て支払っています。

なぜでしょうか？

規約第10条1項により、投票権のある選挙人となるのは、12月1日時点の加入員で令和6年中に1ヶ月以上の掛金を納付された方となります。

10月で60歳到達によって資格が喪失となり、12月1日時点では加入員ではなく年金を受け取るまでの待期者となりましたので、今回の選挙人とはならず、投票用紙が送付されませんでした。